

## 介護職員等特定処遇改善加算の取得

法人は、現場で働く介護職員の処遇をより改善する目的で従来の介護職員処遇改善加算の取得に加え、令和2年度より介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを取得し、より賃金の改善を図るとともに、職員のスキルアップと定着を図るために以下ように取り組みます。

### ☆ 資質の向上

- ・ 働きながら専門資格取得を目指すものに対する資格取得のための支援
- ・ より高い専門性や技術の習得を目指すものに対しての各種研修受講のための支援
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

### ☆ 労働環境・処遇の改善

- ・ 新人介護職員の早期離職防止のための取り組み
- ・ 雇用管理改善のための労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・ 職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備

### ☆ その他

- ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・ 地域の住民等との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・ 非正規職員から正規職員への転換